4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域と京阪神都市部とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、豊岡市長を会長とする北近畿豊岡自動車道建設促進期成同盟会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県豊岡市役所本庁及び養父市役所養父地域局舎

○関東地方整備局告示第三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　27

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社山貴総合鑑定

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鎌田　満則
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

○国土交通省告示第百三号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・八パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項及び三のイの項利率欄中「一・〇パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○関東地方整備局告示第三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人とちぎ建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	大金　伊一
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年十二月六日

○関東地方整備局告示第三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	赤池　正幸、飯塚　光雄

(2)　変更年月日

平成二十六年二月一日

○近畿地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千三百二十五号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百二十二一号八尾富田林線及び三・三・三百八十五一三号八尾富田林線

三　事業施行期間　自平成八年十二月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第二千三百二十五号の事業地のうち羽曳野市学園前五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号